

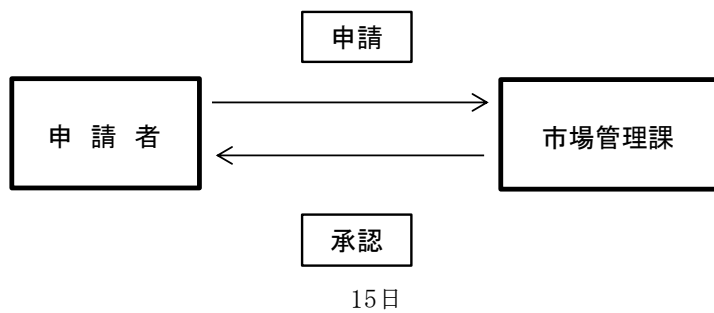
## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	卸売業者の本市の区域内での店舗販売等の承認	
処 分 の 概 要	卸売業者の本市の区域内での店舗販売等の承認を行うもの	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第42条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準		
未設定		
<p><b>【根拠法令等】</b></p> <p>松山市中央卸売市場業務条例          (卸売業者の業務の規制)</p> <p>第42条 卸売業者は、本市の区域内において店舗を設置し、取扱品目に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、承認申請書をあらかじめ市長に提出して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。